

個人情報を記載した書類の誤交付について

このたび、当センターにおいて、患者Aに対して、患者Bの個人情報が記載された書類（検査結果報告書）を誤交付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたことをお詫び申し上げますとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者Bの氏名、性別、生年月日、患者ID、検査結果等

2 事案の経過

○令和6年5月24日（金）

免疫リウマチ科外来において、患者Aの診察時に書類をお渡ししたが、この中に患者Bの書類が混入していた。

患者Aが帰宅後、患者Bの書類が混入していることに気づき、主治医に電話連絡したことにより、本事案が発覚した。その際、主治医は患者Aに謝罪した。

外来看護師長と事務職員が患者A宅に訪問、謝罪するとともに、患者Bの書類を回収した。主治医は、患者Bに電話で経緯を説明し、謝罪した。

3 誤交付の原因

主治医が患者Aに書類を交付する際、他の患者の書類が混入していないか確認を怠ったため。

4 再発防止策

患者へ書類交付する際、すべての書類の氏名を讀上げて確認することを主治医あて指導した。また、患者へ交付する書類は、1患者1ファイル内管理時において他人のものを混入させないよう厳重注意した。

これら指導内容について、センター内において、周知徹底してまいります。